

付 議 第 6 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1号を加える。

(4) 高知県高等学校等教育改革促進基金に関すること。

第22条中「次世代型教育推進部、教職研修部」を「専門研修部、基本研修部」に改める。

第23条第2項中「次世代型教育推進部」を「専門研修部」に改め、同項第1号中「遠隔教育に関する調査研究及び支援」を「教職員の教職経験及び職能に応じた研修（管理職研修及び中堅教諭等資質向上研修その他専門的又は応用的な能力育成を目的とする研修に限る。）及びマネジメント研修」に改め、同項第2号中「情報教育に関する」を「人権教育、学級経営、教科教育等の」に改め、同項第3号中「情報教育に関する」を「指導力向上に関する専門的又は技術的事項の」に改め、同項第4号中「職能に応じた研修（管理職等研修に限る。）及びマネジメント研修」を「指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供（第1号及び第2号に掲げる研修に資するものに限る。）」に改め、同項第5号中「マネジメント力」を「マネジメント力向上」に改め、同条第3項中「教職研修部」を「基本研修部」に改め、同項第1号中「管理職等研修」を「専門研修部の主管に属するもの」に改め、同項第2号中「人権教育、学級経営、教科教育等の研修」を「指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供（専門研修部の主管に属するものを除く。）」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第4項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を削り、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 遠隔教育に関する調査研究及び支援に関すること。

(2) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(3) 教職員の情報教育に関する調査研究及び指導に関すること。

第37条の表中

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-------------------------

を

「

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
魅力化戦略推進監	県立高等学校の魅力化に関する事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

」

に改める。

第38条第2項中「企画監」を「企画監、魅力化戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、高知県高等学校等教育改革促進基金条例の施行に伴って高等学校振興課の分掌事務を改めること及び令和8年度の組織改正により教育センターの組織体制を改めることに伴い、必要な改正をしようとするものである。

改正後	改正前
<p>(高等学校振興課)</p> <p>第14条 高等学校振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立高校の再編及び振興に関すること。</p> <p>(2) 県立高校の学科改編に関すること。</p> <p>(3) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。</p> <p><u>(4) 高知県高等学校等教育改革促進基金に関すること。</u></p>	<p>(高等学校振興課)</p> <p>第14条 高等学校振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立高校の再編及び振興に関すること。</p> <p>(2) 県立高校の学科改編に関すること。</p> <p>(3) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。</p>
<p>(内部組織)</p> <p>第22条 教育センターの内部組織として、総務企画部、<u>専門研修部、基本研修部</u>及び学校支援部を置く。</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第22条 教育センターの内部組織として、総務企画部、<u>次世代型教育推進部、教職研修部</u>及び学校支援部を置く。</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 <u>専門研修部</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>教職員の教職経験及び職能に応じた研修(管理職研修及び中堅教諭等資質向上研修その他専門的又は応用的な能力育成を目的とする研修に限る。)及びマネジメント研修</u>に関すること。</p> <p>(2) 教職員の<u>人権教育、学級経営、教科教育等</u>の研修に関すること。</p> <p>(3) 教職員の<u>指導力向上に関する専門的又は技術的事項</u>の調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(4) 教職員の<u>指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供(第1号及び第2号に掲げる研修に資するものに限る。)</u>に関すること。</p> <p>(5) 教職員の<u>マネジメント力向上</u>に関する調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(6) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。</p> <p>3 <u>基本研修部</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第23条 総務企画部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 <u>次世代型教育推進部</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>遠隔教育に関する調査研究及び支援</u>に関すること。</p> <p>(2) 教職員の<u>情報教育に関する</u>研修に関すること。</p> <p>(3) 教職員の<u>情報教育に関する</u>調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(4) 教職員の<u>職能に応じた研修(管理職等研修に限る。)</u>及び<u>マネジメント研修</u>に関すること。</p> <p>(5) 教職員の<u>マネジメント力</u>に関する調査研究及び指導に関すること。</p> <p>(6) 教育職員の資質及び指導力の向上に関すること。</p> <p>3 <u>教職研修部</u>の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 教職員の教職経験及び職能に応じた研修 (<u>専門研修部の主管に属するものを除く。</u>) に関すること。</p> <p>(2) 教職員の<u>指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供(専門研修部の主管に属するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び職能に応じた研修に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 教職員の特別支援教育に関する研修に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 教職員の特別支援教育に関する専門的又は技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 教職員の特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p>4 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 遠隔教育に関する調査研究及び支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教職員の情報教育に関する調査研究及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 教育課題の調査研究に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 教科研究センターに関すること。</p> <p><u>(6)</u> 教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p>	<p>(1) 教職員の教職経験及び職能に応じた研修 (<u>管理職等研修を除く。</u>) に関すること。</p> <p>(2) 教職員の<u>人権教育、学級経営、教科教育等の研修</u>に関すること。</p> <p><u>(3) 教職員の<u>人権教育、学級経営、教科教育等及び指導力向上に関する専門的又は技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</u></u></p> <p><u>(4) 教職員の<u>人権教育、学級経営、教科教育等及び指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</u></u></p> <p><u>(5)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び職能に応じた研修に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 教職員の特別支援教育に関する研修に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 教職員の特別支援教育に関する専門的又は技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 教職員の特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p>4 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 教育課題の調査研究に関すること。</p> <p><u>(2) 高知県教育公務員長期研修生に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 教科研究センターに関すること。</p> <p><u>(4)</u> 教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。</p>

改正後	改正前																								
<p><u>(7)</u> 教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p>	<p><u>(5)</u> 教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</p>																								
<p>(職務)</p> <p>第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 440 344 485">職</th> <th data-bbox="344 440 1066 485">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 491 344 529">略</td> <td data-bbox="344 491 1066 529">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 536 344 574">チーム長</td> <td data-bbox="344 536 1066 574">チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 580 344 657"><u>魅力化戦略推進監</u></td> <td data-bbox="344 580 1066 657"><u>県立高等学校の魅力化に関する事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 663 344 740">専門企画員</td> <td data-bbox="344 663 1066 740">担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 746 344 788">略</td> <td data-bbox="344 746 1066 788">略</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	略	略	チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	<u>魅力化戦略推進監</u>	<u>県立高等学校の魅力化に関する事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。</u>	専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 440 1344 485">職</th> <th data-bbox="1344 440 2065 485">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 491 1344 529">略</td> <td data-bbox="1344 491 2065 529">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 536 1344 574">チーム長</td> <td data-bbox="1344 536 2065 574">チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 580 1344 657"></td> <td data-bbox="1344 580 2065 657"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 663 1344 740">専門企画員</td> <td data-bbox="1344 663 2065 740">担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 746 1344 788">略</td> <td data-bbox="1344 746 2065 788">略</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	略	略	チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。			専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。	略	略
職	職務																								
略	略																								
チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。																								
<u>魅力化戦略推進監</u>	<u>県立高等学校の魅力化に関する事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。</u>																								
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。																								
略	略																								
職	職務																								
略	略																								
チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。																								
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。																								
略	略																								
<p>(事務局に置く職員)</p> <p>第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。</p> <p>略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参事、<u>企画監、魅力化戦略推進監</u>、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。</p>	<p>(事務局に置く職員)</p> <p>第38条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。</p> <p>略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参事、<u>企画監</u>、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。</p>																								

